

指名停止措置一覧 (措置日順)

令和8年4月16日

措置日	措置期間			商号	所在地	措置要件	備考
令和7年7月31日	令和7年7月31日	～	令和8年7月30日	株式会社中央技術コンサルタンツ 関西支店	吹田市江坂町1-23-101	談合等	株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長が、宮城県気仙沼市が発注した道路設計の一般競争入札において、公契約関係競売等妨害の疑いで令和7年7月21日に逮捕されたため。
令和8年4月13日	令和8年4月13日	～	令和8年7月12日	高知建設株式会社	大阪市東住吉区杭全5丁目7番7号	建設業法等違反	令和7年2月17日付け及び同年8月7日付けで行われた経営事項審査申請(経営規模等評価申請及び総合評定値請求)において虚偽の記載を行い、令和8年3月26日付けで大阪府知事から建設業法第28条第1項に基づく指示処分を受けたため。

指名停止措置を受けた事業者は、当該指名停止期間中、以下の制限を受けることとなります。

- ① 一般競争入札を実施する場合、指名停止業者の当該入札への参加資格は認められません。
- ② 一般競争入札で、当該入札への参加資格が認められた後に指名停止業者となったときは、当該業者は入札に参加することはできません。
- ③ 指名競争入札を実施する場合、指名停止業者は指名を受けることはできません。
- ④ 指名競争入札で、指名後に指名停止業者となったときは、その指名は取り消されることとなります。
- ⑤ 指名停止業者は原則、随意契約の相手方となることはできません。
- ⑥ 指名停止業者への下請負、又は再委託をすることは禁止されています。